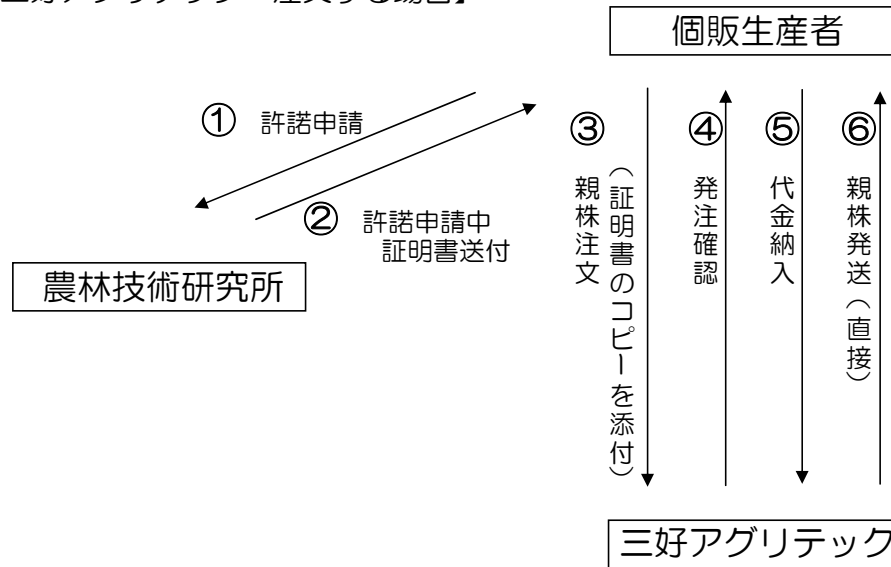


# ‘きらび香’を栽培するための手続きと栽培の流れ

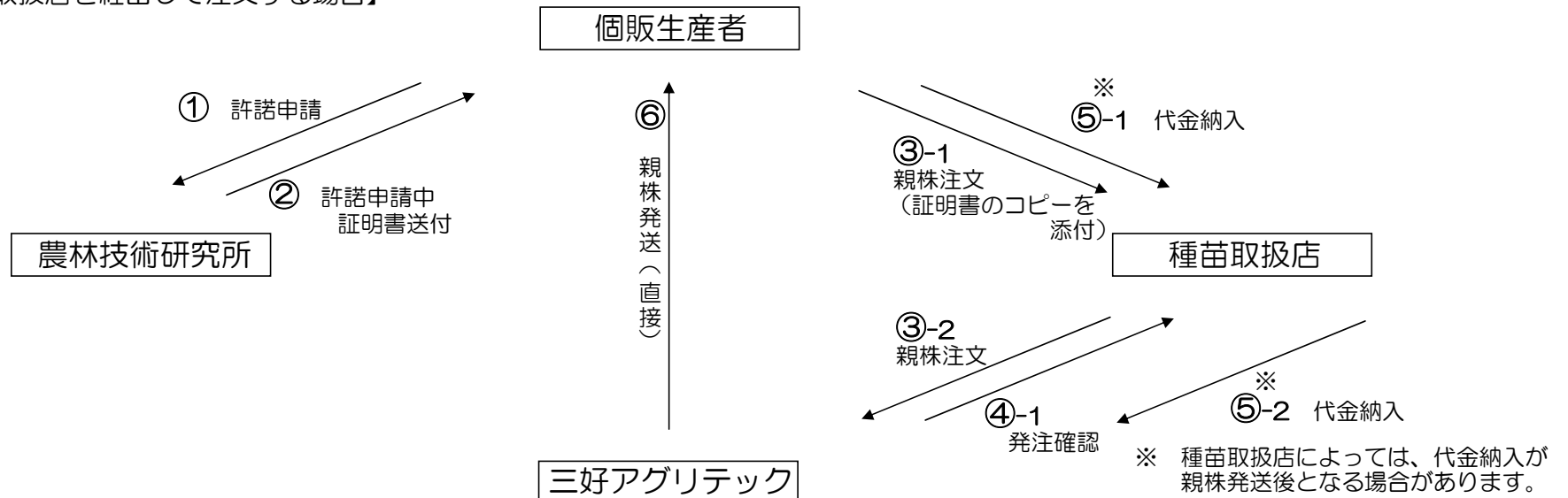


# ‘きらび香’の親株購入の流れ（個販生産者が苗を購入する場合）

【直接 三好アグリテックへ注文する場合】



【種苗取扱店を経由して注文する場合】



# 記入例

(様式第1号)

## 登録品種種苗許諾申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

静岡県知事 川勝 平太 様

申請者 住所 静岡県磐田市富丘〇番地  
氏名 静岡 一郎 実印

静岡県登録品種種苗許諾運営要領第3第1項の規定により、下記の農林水産植物の許諾を受けたいので申請します。

### 記

- 農林水産植物の種類 いちご
- 登録品種の名称 きらび香
- 登録番号 第25594号
- 登録の有効期間 平成29年2月6日から25年
- 許諾に係る行為の内容 ①種苗の生産、調整及び保管（自家増殖を目的とするものに限る）  
②収穫物の生産（県内の生産ほ場とするものに限る）、譲渡又は貸渡の申し出、譲渡、貸渡、輸出及び保管
- 許諾の期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで
- 収穫物の生産計画

| 年次<br>種苗名 | 1年目   | 2年目   | 3年目   | 計     |
|-----------|-------|-------|-------|-------|
| きらび香      | 〇〇 kg | 〇〇 kg | 〇〇 kg | 〇〇 kg |

- 添付資料
  - 許諾申請者情報
  - 印鑑証明書、住民票の写し
  - 最近3年間の財務諸表
  - 暴力団排除に関する誓約書
  - 種苗増殖に関する誓約書

## 記入例

様式2

### 「きらび香」許諾申請者情報

|   |   |
|---|---|
| 日付  | 令和〇〇年〇〇月〇〇日   |
| 住所  | 〒438-0803<br>静岡県磐田市富丘〇番地  |
| 氏名  | (フリガナ) シバカ 伊吹<br>静岡 一郎  |
| 電話番号  | 0538-35-〇〇〇〇  |
| FAX番号   | 0538-35-〇〇〇〇  |
| Eメールアドレス  | 〇〇〇〇 @ 〇〇〇〇   |
| 経営状況  | 主な栽培品目： ①イチゴ、② 水稲、③<br>各品目の栽培面積：①50 a、 ② 30 a、③ a<br>農業収入額： 〇〇〇〇 円              |
| 実施計画  | 栽培場所：静岡県磐田市富丘〇番地<br>栽培予定面積： 20 a (うち土耕栽培： 10 a、高設栽培： 10 a)<br>主な販売先：磐田市内の農産物直売所 |
| 特記事項 (登録住所氏名以外に苗を送付できません。別の住所あてに苗発送を希望等、特殊な事情がある場合は、この欄に記入してください) |   |

※静岡県と契約している種苗会社から種苗を上記の住所に発送することになるため、この情報を当該種苗会社に提供することがあります。個人情報の提供を承諾いただけない場合は、その旨を特記事項の欄にご記入ください。

### 遵守事項の承諾 (各遵守事項を確認し、承諾する欄に○を記入してください)

| 遵守事項   | 承諾 |
|--|----|
| 1. 許諾実施料として静岡県の指示に従って所定の実施料額 (58,300 円 (消費税相当額含)) を支払います。(苗の代金は別途) | ○  |
| 2. 苗は、指定された種苗会社 (静岡県と契約した種苗会社) から購入し、自家増殖と果実生産のみに使用します。            | ○  |
| 3. 入手した苗を、有償・無償を問わず第三者 (国外を含む) へ譲渡しません。                            | ○  |
| 4. 果実を販売する場合、出願品種名「きらび香」を使用します。また、「きらび香」の販売促進に努めます。                | ○  |
| 5. 「きらび香」の良品生産に努めます。   | ○  |
| 6. 第三者による苗 (ランナー等を含む) の盗難がないよう、厳重に管理します。                           | ○  |
| 7. 「きらび香」を育種親として用いる場合は、静岡県の承諾を得ます。                                 | ○  |
| 8. 遵守事項を守らないなど重大な違反をし、静岡県が許諾に適さないと判断した場合、本許諾を取り消されることに異議ありません。     | ○  |

※許諾を受けるためには、すべての遵守事項を承諾することが必要です。

## 誓約書

私は、下記のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。  
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

## 記

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- 暴力団員等（暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
- 暴力団員等と密接な関係を有する者
- 暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者がその事業活動を支配するもの

静岡県知事 川勝 平太 様

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 静岡県磐田市富丘〇番地  
名称又は商号  
(フリガナ) シズカ 伊吹  
氏名 (代表者) 静岡 一郎 印

静岡県農林技術研究所野菜生産技術科長 様

## いちご品種「きらび香」の種苗増殖に関する誓約書

私は「きらび香」の種苗を購入するに当たり、許諾契約締結までの間、下記の事項を厳守することを誓います。

### 記

- 1 購入する種苗は、自家増殖の目的で利用する。
- 2 有償又は無償を問わず、第三者（国外を含む）に種苗を譲渡しない。
- 3 第三者による種苗の盗難がないよう、厳重に種苗を管理する。
- 4 果実の生産は、許諾契約締結後の令和2年産からとする。
- 5 本品種の利用において突然変異体を発見したときは、速やかに貴所に連絡し、指示に従う。
- 6 万一、許諾契約締結しなかった場合、またはできなかった場合、速やかに購入した種苗及び増殖した種苗を廃棄する。
- 7 その他、不明な事項については、その都度貴所と協議する。
- 8 この誓約書の有効期限は許諾契約開始時までとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住所 静岡県磐田市富丘〇番地

氏名 静岡 一郎 印

以上